

## 2022 年度課題別研修「SDGs に資する宇宙技術の利活用政策」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国の宇宙開発及び利活用に携わる政府機関等の職員に対し、SDGs 達成に資する政策や基本計画の立案に必要な法制度、実施体制、有効な衛星データ利活用、宇宙関連産業振興策等に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人日本宇宙フォーラム（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、宇宙開発に係る科学技術及びその他の科学技術の振興に関する事業を推進することで宇宙開発技術の水準を向上させ、国民経済の発展に寄与することを目的として設立された法人です。この目的の達成に向けて、宇宙開発に係る科学技術に関する調査研究、国際会議及びシンポジウムの開催、協力、助成、普及啓発、教育、及び人材交流の促進等の業務を行っています。このような業務経験から、本研修に必要な関係省庁（総務省、内閣府、経済産業省）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）、一般財団法人リモートセンシング技術センター等との強固な人材ネットワークを有しています。また、左記が主催する国際会議やシンポジウムを事務局として企画、運営した数多くの実績もあることから、複数の機関の協力が必要な本研修において、複雑な調整を効率的に実施したうえで効果的な研修実施体制を構築することが可能な唯一の機関であると言えます。

このことから、特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

(1) 業務名：2022-2024 年度課題別研修「SDGs に資する宇宙技術の利活用政策」に係る研修委託契約

(2) 案件概要：別添 1 「研修委託業務概要」のとおり

(3) 実施期間（2022 年度）：2022 年 9 月 15 日～2022 年 10 月 14 日（予定）

(4) 契約履行期間（2022 年度）：2022 年 7 月 15 日～2023 年 1 月 31 日（予定）

※ 2023 年度、2024 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含みます。

※ 2022 年度の研修は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大等の影響により、オンライン研修を実施します。2023 年度・2024 年度は来日研修を想定しますが、状況によってはオンライン研修とする可能性があります。

## 2 応募資格

### (1) 基本的要件：

- 1) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

※ 令和 4 年度は、全省庁統一資格の更新時期にあたるため、更新にかかる期間を考慮し、2022 年 4 月 1 日～2022 年 6 月 30 日までの期間に限り、令和元・02・03 年度全省庁統一資格にて代替できるものとする。

- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給

- し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2022 年度案件を第 1 回目として受託し、2024 年度まで計 3 回、本案件を受託可能であること。なお、2022 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2024 年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を統括するための総括責任者を選任し、関係省庁及び関係機関等と密接な連絡を保ちつつ研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2022 年 5 月 18 日（水）17:00 まで
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	・参加意思確認書（別添 2）、同確認書で提出を求められている資料等 ・応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出方法	メール又は郵送 ※郵送（配達記録の残るものに限る）の場合は提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照のうえ、同項に記載のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果 の通知	通知日	2022 年 5 月 25 日（水）
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	メール又は郵送 ※郵送（配達記録の残るものに限る）の場合は提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照のうえ、同項に記載のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2022 年 6 月 1 日（水）
	回答予定日	2022 年 6 月 8 日（水）

	回答方法	メール又は郵送
(3) 提出場所 メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 経済基盤開発・環境課（担当：布谷） TEL：03-3485-7659 メール： <a href="mailto:ticttee@jica.go.jp">ticttee@jica.go.jp</a>	

#### 【メール送信の際の留意点】

- ・送付メールの容量は 3MB 以下として下さい。
- ・データ容量が大きい場合は、上記参加意思確認書（別添 2）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された参加意思確認書に記載されているメールアドレスに大容量受け渡しサイト（GIGA POD）の URL とログインするための ID、パスワードを JICA 東京から連絡します。同サイトに提出すべき書類を格納した後は、必ず JICA 東京担当者にメールにて一報下さい。
- ・上記大容量受け渡しサイトが使用できない場合は、郵送又は持参下さい。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認のうえ 24 時間以内に（土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付しますが、万一連絡が無い場合は、JICA 東京担当者へ問い合わせ下さい。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付ませんので早期の提出を推奨します。

#### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上

## 2022-2024 年度課題別研修「SDGs に資する宇宙技術の利活用政策」

### 研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2022 年度に係るものである。2023 年度、2024 年度については、別紙 1 「業務仕様書」 2. 応募要件（2）その他の要件 1）を参照。

#### 1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：SDGs に資する宇宙技術の利活用政策

(2) 技術研修期間（予定）

【遠隔研修】2022 年 9 月 15 日～2022 年 10 月 14 日（研修日計 10 日）

(3) 研修員（予定）

1) 定員：8 名

2) 研修対象国：

インドネシア、マレーシア、ベトナム、ブータン、パラグアイ、トルコ、ルワンダ

3) 研修対象組織・対象者：

上記国の宇宙開発・利用を所掌する省庁（科学技術関係、産業経済関係、情報通信関係等）及び実施機関、衛星データを利用する可能性がある機関に所属する経験豊富な職員

(4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の背景・目的：

日本における宇宙基本計画（2015年1月9日）の宇宙システム海外展開タスクフォースにおいて、「国際宇宙協力強化の取組とも連携しつつ、官民一体で海外における商業宇宙市場を開拓」、「共同研究、調査事業や人材育成とのパッケージによる戦略的取組を推進」を行うこととしている。また、「インフラシステム輸出戦略」にも、宇宙システムの輸出は対象分野として位置づけられており、衛星システムと共に、利用システム、人材育成等の支援をすることで、一体的な宇宙システムの海外展開を推進することが掲げられている。宇宙開発・利用にあたっては最新技術の活用と関係各省庁・機関の調整が必要であるため、各国で法制度や政策の枠組を整備することが喫緊の課題である。こうした背景より、宇宙開発分野の課題別研修を立ち上げることとなった。

(6) 案件目標：  
対象国政府の担当省庁・機関において宇宙開発・利用政策が立案 推進される。

(7) 単元目標（アウトプット）：

1. 宇宙技術の利用推進に関する自国にある宇宙関連政策について説明できる。
2. SDGs 達成に有用と考えられる宇宙技術の利活用に関する事例について説明できる。
3. 自国での SDGs 達成に有用と考えられる宇宙技術の利用推進に関する対応策について説明できる。

(8) 研修内容

1) 研修項目

【事前活動】 Country Report の作成

【遠隔研修】

- ア. 日本の宇宙開発関連の法制度、政策
- イ. 宇宙開発に必要な技術体系
- ウ. 宇宙技術の利活用の最新事例
- エ. SDGs に資する宇宙技術利活用や宇宙ビジネスの最新事例
- オ. 参加者による衛星データ活用 遠隔演習
- カ. 課題別、ないしは 国別コンサルテーション
- キ. 参加者による各国 Country Report の発表
- ク. 参加者による成果発表とディスカッション

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実験・実習
- ウ. 見学（オンラインでのライブツアー）
- エ. レポートの作成・発表

## 2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2022年7月15日～2023年1月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信

- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) 事前及び当日の接続確認
- 15) プログラム・オリエンテーションの実施
- 16) 研修の運営、ファシリテーション
- 17) 講義の録画（必要な編集を含む）
- 18) 研修員の経験・知識・技術レベルの把握
- 19) 研修員作成の各種レポート等の評価
- 20) 研修員からの各種質問への回答
- 21) 評価会、討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 22) 閉講式実施補佐
- 23) 研修監理員からの報告聴取
- 24) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 25) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 26) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。



[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構  
東京センター 契約担当役  
所長 田中 泉 殿

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2022年度課題別研修「SDGsに資する宇宙技術の利活用政策」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 全省庁統一資格（令和04・05・06年度全省庁統一資格を有する場合）

登録番号：

※令和4年度は、全省庁統一資格の更新時期にあたるため、更新にかかる期間を考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間に限り、令和元・02・03年度全省庁統一資格にて代替できるものとします。

2 添付資料（全省庁統一資格を有していない場合）

(1) 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

(2) 登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの）

(3) 財務諸表（写）（申請日直前1年以内に確定した決算書類）（写）

(4) 納税証明書（写）（その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの）

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上